

農業委員会第24回総会議事録

1. 日 時 令和7年6月13日（金）午前10時00分～午前10時55分

2. 場 所 鈴鹿市役所 本館12階 1203会議室

3. 出席委員（18人）

会長	鈴木 秀	会長職務代理者	森田 昭則		
1 番	前田 和幸	2 番	間崎 孝至	3 番	桐生 五郎
4 番	渥美 利男	5 番	打田 光橋	6 番	浦川 広巳
7 番	山中 進	8 番	阪田 泰久	9 番	市川 正之
10 番	舘 宣一	12 番	平子 伸	13 番	稲田 利幹
14 番	上田 みね子	15 番	豊田 栄美子	16 番	大野 久美子
19 番	鈴木 啓之				

4. 欠席委員（1人）

17 番 小林 登志樹

5. 事務局

農業委員会事務局 中西次長、坂総務GL、吉村農地GL、森

6. 議事

第1 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権）

第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請について（貸借権）

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請について（所有権）

第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請について（貸借権）

第5号議案 農用地利用集積等促進計画について

報告事項第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書について

報告事項第2号 使用貸借契約の解約について

報告事項第 3 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について（相続等
届出）

報告事項第 4 号 農地法第 4 条の規定による届出について

報告事項第 5 号 農地法第 5 条の規定による届出について（所有権）

報告事項第 6 号 農地法第 5 条の規定による届出について（貸借権）

報告事項第 7 号 非農地証明願いについて

報告事項第 8 号 取下願・取消願の承認について

報告事項第 9 号 農地法第 6 条第 1 項の規定に基づく農地所有適格
法人の定期報告について

第 2 非農地判断について

7. 会議の概要

事務局

ただ今より、鈴鹿市農業委員会第 24 回総会を開会いたします。開会にあたりまして、鈴木会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長（挨拶）

事務局

鈴木会長、ありがとうございました。引き続き、総会の議事進行よろしくをお願いいたします。

議長（会長）

お手元の事項書に従いまして、議事を進めてまいります。

まず、開会にあたりまして、本日の農業委員会第 24 回総会は、委員の過半数が出席しておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、本総会が成立しましたことを報告申し上げます。また、議事録署名者を議席番号第 14 番上田みね子委員、議席番号第 19 番鈴木啓之委員にお願い申し上げます。

それでは、議事第 1 第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請の所有権について、事務局より説明いたします。

事務局

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の所有権について説明いたします。
議案書1ページ、及び別表の農地法第3条の借受・譲受人の農業経営の状況をご覧ください。

まず、1の51番は国府地区、申請地は住吉三丁目及び住吉町地内、登記地目・現況地目とも畑、合計面積は2,442㎡です。取得後は水稻及び野菜を栽培するとの申請です。また、譲受人の農作業暦、労働力、通作距離、従事日数、保有農機具の状況は別表のとおりです。番号ごとに記載しておりますので都度ご参照ください。

続きまして、1の52番は国府地区、申請地は平野町地内、登記地目・現況地目とも田、面積は211㎡です。取得後は水稻を栽培するとの申請です。

続きまして、1の53番は国府地区、申請地は平野町地内、登記地目・現況地目とも田、合計面積は965㎡です。取得後は水稻を栽培するとの申請です。

続きまして、1の54番は国府地区、申請地は平野町地内、登記地目・現況地目とも田、合計面積は1,520㎡です。取得後は水稻を栽培するとの申請です。

続きまして、1の55番は国府地区、申請地は平野町地内、登記地目・現況地目とも田、面積は482㎡です。取得後は水稻を栽培するとの申請です。

続きまして、1の56番は国府地区、申請地は平野町地内、登記地目・現況地目とも田、合計面積は826.65㎡です。取得後は水稻を栽培するとの申請です。

続きまして、1の57番は国府地区、申請地は平野町地内、登記地目・現況地目とも田、合計面積は241㎡です。取得後は水稻を栽培するとの申請です。

続きまして、4の50番は牧田地区、申請地は岡田一丁目地内、登記地目・現況地目とも畑、合計面積は875㎡です。取得後は野菜を栽培するとの申請です。なお、高齢者面接の対象者ですが、地区委員会において健康面等特に問題ないことを確認いただいております。

続きまして、5の31番は石薬師地区、申請地は石薬師町地内、登記地目・現況地目とも畑、合計面積は3,542㎡です。取得後は地被植物、地表面を覆って地肌を隠す為に植栽する植物及び野菜を栽培するとの申請です。

続きまして、5の37番は石薬師地区、申請地は石薬師町地内、登記地目・現況地目とも畑、面積は3,266㎡です。取得後は地被植物、地表面を覆って地肌を隠す為に植栽する植物及び野菜を栽培するとの申請です。

続きまして、5の49番は石薬師地区、申請地は上田町地内、登記地目・現況地目とも田、面積は4,241㎡です。取得後は水稻、野菜及びリュウノヒゲを栽培するとの申請です。

続きまして、6の47番は白子地区、申請地は白子町地内、登記地目・現況地目とも田、合計面積は2,042㎡です。取得後は水稻及び野菜を栽培するとの申請です。

続きまして、9の48番は河曲地区、申請地は国分町地内、登記地目・現況地目とも畑、面積は1,094㎡です。取得後は野菜を栽培するとの申請です。

続きまして、11の41番は箕田地区、申請地は上箕田一丁目地内、登記地目・現況地目とも田、面積は700㎡です。取得後は水稻及び野菜を栽培するとの申請です。

続きまして、12の36番は玉垣地区、申請地は岸岡町及び東玉垣町地内、登記地目・現況地目とも田が6筆、登記地目・現況地目とも畑が1筆、合計面積は5,267㎡です。取得後は水稻及び野菜を栽培するとの申請です。なお、高齢者面接の対象者ですが、地区委員会において健康面等特に問題ないことを確認いただいております。

続きまして、18の42番は井田川地区、申請地は和泉町地内、登記地目・現況地目ともに畑、面積は500㎡です。取得後は、野菜を栽培するとの申請です。

続きまして、21の45番は深伊沢地区、申請地は深溝町地内、登記地目・現況地目とも畑、合計面積は455㎡です。取得後は、野菜を栽培するとの申請です。なお、新規営農者面接の対象者ですが、地区委員会において特に問題ないことを確認いただいております。

続きまして、21の46番は深伊沢地区、申請地は深溝町地内、登記地目・現況地目とも畑、面積は969㎡です。取得後は、水稻、茶、タマリユウ、植木を栽培するとの申請です。

続きまして、23の44番は庄内地区、申請地は東庄内町地内、登記地目・現況地目とも畑、面積は971㎡です。取得後は、水稻及び野菜を栽培するとの申請です。

以上、申請件数は19件、いずれの案件につきましても、耕作放棄地はなく、農作業への従事要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。また、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請については特に問題のないものと判断していますので、ご審議のほど宜しくお願いいたします。

議長（会長）

ただ今、事務局から説明がありました第1号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

議長（会長）

別段無いようでございますので、第1号議案は全員賛成で承認いたします。

続きまして、第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請の貸借権について、事務局より説明いたします。

事務局

第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請の貸借権について説明いたします。

議案書4ページ、及び別表の「農地法第3条の借受・譲受人の農業経営の状況」をご覧ください。

20の2番は椿地区、申請地は椿一宮町地内、登記地目・現況地目とも畑、合計面積は1,898㎡です。取得後は茶を栽培するとの申請です。

以上、申請件数は1件、いずれの案件につきましても、耕作放棄地はなく、農作業

への従事要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。また、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請については特に問題のないものと判断していますので、ご審議のほど宜しくお願いいたします。

議長（会長）

ただ今、事務局から説明がありました第2号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

議長（会長）

別段無いようでございますので、第2号議案は、全員賛成で承認いたします。

続きまして、第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の所有権について、事務局より説明いたします。

事務局

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の所有権について説明いたします。議案書5ページ、及び位置図の5ページ目をご覧ください。

まず、1の42番は国府地区、申請地は国府町地内、一体利用地の山林及び井溝1,609㎡を含む全体公簿面積7,563㎡で、うち農地は、登記地目・現況地目とも田、合計面積は5,954㎡です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、3,864.54㎡です。農地区分は、第2種農地と判断されます。なお、こちらは3,000㎡を超える案件の為、6月10日に現地確認を実施しています。

続きまして、6の38番は白子地区、申請地は寺家町地内、登記地目は田、現況地目は畑、面積は1,021㎡です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、434.7㎡です。農地区分は、第2種農地と判断されます。

続きまして、7の43番は稲生地区、申請地は稲生町地内、登記地目・現況地目とも畑、合計面積は682㎡です。申請内容は、当該地を資材置場用地とするものです。申請者は、申請地の近隣の会社敷地内に資材置場を所有しており、主に砂、残土、碎石、種類の異なる建設土砂及び建築資材を保管しております。事業規模の拡大に伴い、保管する資材の量が増加したため敷地を拡大するものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

続きまして、15の37番は栄地区、申請地は磯山町地内、登記地目・現況地目とも畑、合計面積は1,000㎡です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、427.38㎡です。農地区分は、第2種農地と判断されます。

続きまして、15の40番は栄地区、申請地は五祝町地内、登記地目・現況地目とも田が1筆、畑が1筆、合計面積は1,083㎡です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、427.38㎡です。農地区分は、第2種農地と判断されます。

続きまして、15の41番は栄地区、申請地は秋永町地内、登記地目・現況地目とも

畑、合計面積は 819 m²です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、366.32 m²です。農地区分は、第 2 種農地と判断されます。

続きまして、23 の 39 番は庄内地区、申請地は西庄内町地内、登記地目・現況地目とも畑、合計面積は 970 m²です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、427.39 m²です。農地区分は、第 2 種農地と判断されます。

以上、申請件数は 7 件、農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。また、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請については特に問題のないものと判断していますので、ご審議のほど宜しくお願いいたします。

議長（会長）

ただ今、事務局から説明がありました第 3 号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

議長（会長）

別段無いようでございますので、第 3 号議案は、全員賛成で承認といたします。

続きまして、第 4 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請の貸借権について、事務局より説明いたします。

事務局

第 4 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請の貸借権について説明いたします。

議案書 7 ページ、及び先ほどご覧いただいた位置図の続き 12 ページ目をご覧ください。

9 の 9 番は河曲地区、申請地は国分町地内、登記地目は畑、現況は雑種地、合計面積は 2,436 m²です。申請内容は、当該地を駐車場用地とするものです。借人は近隣地で清涼飲料水、嗜好飲料、酒類および乳飲料類ならびに食品等の販売に関する事務処理、飲料販売機材の管理などを営んでおりますが、車両の置き場が不足していたため、昭和 60 年より、駐車場として利用していた旨の始末書が提出されておりますことから、これを追認するものです。農地区分は、第 2 種農地と判断されます。

続きまして、20 の 10 番は椿地区、申請地は椿一宮町地内、一体利用地の宅地 516.92 m²を含む全体公簿面積 599.99 m²で、うち農地は、登記地目・現況地目とも畑、面積は 83 m²です。申請内容は、当該地を農家住宅用地とするものです。農地区分は、第 1 種農地と判断されます。第 1 種農地は、転用を原則として許可しない農地ですが、集落に接続して設置される住宅に該当するため、例外的に許可し得るものと考えています。

続きまして、22 の 3 番は鈴峰地区、申請地は小社町地内、登記地目・現況地目とも畑、面積は 344 m²です。申請内容は、当該地を分家住宅用地とするものです。農地区分は、第 2 種農地と判断されます。

続きまして、23 の 6 番は庄内地区、申請地は東庄内町地内、登記地目は原野、現況地目は畑、面積は 6,195 m²ですが、営農型太陽光については、ポールが地面に接する部分、キュービクル等のみを転用面積と考えるので、本件の場合転用面積は 10.29 m²となります。なお、パワーコンディショナーはパネル下部に設置されます。申請内容は、当該地を営農型太陽光パネル設置用地とするもので、令和元年 12 月に許可した案件の更新です。下部の農地につきましては、認定農業者が地上権設定をして耕作するため、許可期間は 10 年の申請となります。パネル設置面積は、3,589.14 m²で、パネル下部ではタマリュウを栽培するとのことです。農地区分は、第 1 種農地と判断されます。第 1 種農地は、転用を原則として許可しない農地ですが、一時的な利用に該当するため、例外的に許可し得るものと考えています。

続きまして、23 の 8 番は庄内地区、申請地は東庄内町地内、登記地目・現況地目とも畑が 1 筆、登記地目は畑、現況地目は宅地が 1 筆、合計面積は 426 m²です。申請内容は、当該地を分家住宅用地とするものです。農地区分は、第 2 種農地と判断されます。なお、貸人は、昭和 55 年 3 月 1 日より一部を造成して車庫及び農業用倉庫として利用していた旨の始末書が提出されております。

以上、申請件数は 5 件、農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。また、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請については特に問題のないものと判断していますので、ご審議のほど宜しくお願いいたします。

議長（会長）

ただ今、事務局から説明がありました第 4 号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

鈴木啓之委員

23 の 6 番はタマリュウですか。お茶の栽培ではないですか。

事務局

現地確認を行い、タマリュウが栽培されていまして。お茶は、別の土地になります。

鈴木啓之委員

分かりました。

議長（会長）

他にございませんか。別段無いようでございますので、第 4 号議案は、全員賛成で承認いたします。

続きまして、第 5 号議案 農用地利用集積等促進計画についてでございます。別冊の農用地利用集積等促進計画（案）の 12 ページ 51 番と 52 番は、〇〇委員に関連する案件となりますので、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の規定により〇〇委員の退席を求めます。

（〇〇委員 退席）

それでは、議案について、事務局より説明いたします。

事務局

第5号議案 農用地利用集積等促進計画について、A4 横別冊の農用地利用集積等促進計画案により説明します。

計画書12ページをお開きください。51番と52番は、栄地区で賃貸借権の移転です。ただし、ほ場整備事業完了までは0円です。その後はJA鈴鹿の概算金額となります。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定により、農地中間管理機構が促進計画を策定する場合は、農業委員会の意見を聴かなければならないとされていることから、意見の聴取について照会がありました。書類審査及び地区委員会の審査の結果、計画書の内容について特に問題のないものと判断しておりますので、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（会長職務代理者）

ただ今、事務局から説明がありました議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

議長（会長）

別段無いようでございますので、この議案は全員賛成で承認いたします。

それでは、〇〇委員の着席を求めます。

（〇〇委員 着席）

引き続き、残りの第5号議案につきまして、事務局より説明いたします。

事務局

計画書1ページ目をお開きください。最初は国府地区です。1番と2番は、使用貸借です。

2ページは庄野地区です。3番から8番は、10a 当たり 3kg から 20kg の賃貸借です。

3ページは加佐登地区です。9番と10番は、使用貸借です。

4ページから5ページは飯野地区です。11番から22番は、10a 当たり 4,425 円から 17,700 円の賃貸借です。

6ページは河曲地区です。23番から26番は、使用貸借または10a 当たり 20kg から 60kg の賃貸借です。

7ページは一ノ宮地区です。27番から33番は、10a 当たり 10kg から 50kg の賃貸借です。

8ページは箕田地区です。34番から36番は、10a 当たり 30kg の賃貸借です。

9ページは玉垣地区です。37番は、10a 当たり 17,700 円の賃貸借です。

10ページから11ページは若松地区です。38番から50番は、使用貸借と10a 当たり 5,000 円の賃貸借です。

12ページは栄地区です。51番と52番は冒頭でご説明いたしました。53番から56番は、賃貸借権の移転です。

13 ページは久間田地区です。57 番と 58 番は、使用貸借です。

14 ページは椿地区です。59 番から 63 番は、10a 当たり 5,000 円の賃貸借と使用貸借です。

15 ページから 20 ページは深伊沢地区です。64 番から 110 番は、使用貸借または 10a 当たり 10,000 円から 15,000 円の賃貸借です。なお、84 番は欠番です。

21 ページから 24 ページは鈴峰地区です。111 番から 138 番は使用貸借と 10a 当たり 3,000 円から 10,000 円の賃貸借です。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（会長）

ただ今、事務局から説明がありました第 5 号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

議長（会長）

別段無いようでございますので、第 5 号議案は、全員賛成で承認いたします。

続きまして、報告事項に移らせていただきます。報告事項第 1 号から第 9 号につきまして一括して事務局より説明いたします。

事務局（議案書説明）

議長（会長）

ただ今、事務局から説明がありました報告事項第 1 号から第 9 号の案件は、すべて書類内容等も完備しておりますので、報告いたします。

報告事項につきまして、ご質問等ございませんか。

議長（会長）

別段無いようでございますので、報告事項を終了します。

続きまして、議事第 2 非農地判断について、事務局より説明いたします。

事務局

それでは今回の非農地判断について説明をさせていただきます。今回の案件は、天名と国府の 2 地区にまたがるものでございます。こちらは、昨年度に実施した稲生・合川・鈴峰・庄内の 4 地区とは別に実施させていただくもので、同地区で計画が進んでいる工業団地の開発に際して、計画地内に、山林化が著しく復元不可能な農地が多く存在していることが判明したため、今回新たに非農地判断を行うものです。4 月 25 日の現地確認には、市農業委員の鈴木会長、森田会長職務代理、地区委員会連絡協議会の会長、副会長、事務局、そして、該当する地区の会長等に御参加いただきました。

お手元の、資料 1-1 として農地・非農地の判定対象地リストを添付させていただきました。天名地区は、6 筆、1,894 m²、国府地区は、28 筆、25,710 m²、合計としましては、34 筆、27,604 m²となります。

この資料リストと共に、別とじの位置図などの資料 1-2 をご覧ください。まず、地図です。こちらは広域をお示ししたものとなりますが、場所は、県営鈴鹿スポーツ

ガーデン北側道路向かいの地域となります。対象地は、御菌町〇〇番〇ほか 34 筆、27,604 m²になります。

次のページは航空写真です。ご覧のとおり、対象地は著しく山林化しております。こちらに記載の番号の位置から撮影した写真が、次のページの写真番号とリンクする形となっていますので、併せてご覧いただければと思います。

なお、⑤～⑧については、手前の農地ではなく、奥に見える山林化した場所が対象地になります。

以上の現地確認の結果、すべての対象地が、非農地判定の判断基準にあります、土地が森林の様相を呈しているなど、農地に復元することが著しく困難であることに該当し、農地法第 2 条第 1 項の農地には該当しないと考えられるため、非農地と判定をしたいと考えております。皆様には、航空写真や、現場の写真などの資料を確認いただき、ご意見をお伺いしたいと思います。

今後の予定につきましては、本日の総会で、非農地と判定されましたら、土地所有者又は管理者に対し、非農地通知書を発送し、法務局において登記簿地目の変更登記を行うよう要請します。その他、関係機関として市の資産税課と法務局へ非農地通知一覧表を送付します。また、事務局におきまして、非農地判定を行った農地の農地基本台帳の整理を行います。

以上が、今回の非農地判断の説明となります。よろしくお願いいたします。

議長（会長）

ただ今、事務局から説明がありました議事第 2 につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

鈴木啓之委員

太陽光発電を計画しているのですか。

事務局

工業団地の開発が控えています。

鈴木啓之委員

周りの太陽光設備の部分は、今回関係ないのですか。

事務局

対象地区外になります。

議長（会長）

他にございませんか。別段無いようでございますので、議事第 2 は、全員賛成で承認いたします。

以上で、本日の議事は、すべて終了いたしました。